

# 関西版「三重の応援登録制度」実施要領

令和4年1月17日

## 第1 趣旨

三重県関西事務所(以下、「関西事務所」とする。)では、大阪・兵庫・京都を中心とした関西圏において、三重の認知度向上、観光誘客及び県産品等の販路拡大等に取り組んでいます。

2025年「大阪・関西万博」などの国際的イベントにより、関西が国内外から注目を集めるチャンスを活かすため、三重を応援する関西圏の在住者、店舗、企業等が、主体的に上記の取組に関われるよう、関西版「三重の応援登録制度」(以下、「登録制度」とする。)を運用します。

## 第2 登録区分

- 1 三重の応援サポーター
- 2 三重の応援店
- 3 三重の応援メルマガ会員

## 第3 定義

- 1 「三重の応援サポーター」とは、第4の1の登録要件を満たし、第5の登録申請により登録が認められた個人又は事業者をいいます。
- 2 「三重の応援店」とは、第4の2の登録要件を満たし、第5の登録申請により登録が認められた事業者をいいます。
- 3 「三重の応援メルマガ会員」とは、第4の3の登録要件を満たし、第5の登録申請により登録が認められた個人又は事業者をいいます。

## 第4 登録要件

- 1 三重の応援サポーター

### (1) 個人

次の要件をすべて満たすものとします。

- ①関西事務所のTwitter (@kansaimie) をフォローし、投稿内容を積極的に拡散すること。
- ②関西圏で食べた三重のもの、買った三重県産品、参加した三重のイベント等、三重に関する情報をTwitterで「#見つけた三重」を付けて積極的に発信すること。
- ③三重県が関係するイベント等へ積極的に参加する意思があること。

### (2) 事業者

次の要件をすべて満たすものとします。

- ①関西圏に本社、支社、店舗等を有すること。
- ②次の(ア)～(ウ)のいずれかに協力すること。
  - (ア)三重県が提供するポスターの掲示、パンフレットの配布、三重県が関係するイベント等の社員への周知や社内報への掲載等を積極的に行うこと。
  - (イ)関西事務所のTwitter (@kansaimie) をフォローし、投稿内容を積極的に拡散すること。
  - (ウ)関西事務所が主催するイベント等への協力を意欲的であること。

③電子メールでの連絡対応（代理者対応を含む）が可能であること。

## 2 三重の応援店

次の要件をすべて満たすものとします。

①関西圏で、三重県産品の物産販売、または三重県産食材を使用したメニュー提供を行う本社、支社、店舗等を有していること。ただし、仕入れの関係等により、メニュー提供できない場合を除く。なお、実店舗がなく、ECサイト等の運営のみを行っている場合は、運営する事業所が関西圏にあること。

②次の（ア）～（ウ）のいずれかに協力すること。

（ア）店内で、三重県が提供するポスター、パンフレット等の設置を積極的に行うこと。

（イ）関西事務所のTwitter (@kansaimie) をフォローし、投稿内容を積極的に拡散すること。

（ウ）関西事務所が主催するイベント等への協力に意欲的であること。

③第7の4に基づき関西事務所が行う公表に承諾すること。

④電子メールでの連絡対応（代理者対応を含む）が可能であること。

## 3 三重の応援メルマガ会員

①関西事務所が月1回程度配信するメルマガジンの受信を希望すること。

## 第5 登録申請

1 登録申請は、次の登録区分ごとに関西事務所へ行うこと。

なお、申請は、関西事務所が指定する登録申請書により、WEBシステム上でのみ受け付ける。

（1）三重の応援サポーター

登録申請書（個人）（第1-1-1号様式）

登録申請書（事業者）（第1-1-2号様式）

（2）三重の応援店

登録申請書（第1-2号様式）

（3）三重の応援メルマガ会員

登録申請書（第1-3号様式）

2 登録申請にかかる初期登録料並びに更新登録料は、無料とする。

ただし、申請にかかる実費（通信料等）は、申請者の負担とする。

## 第6 登録の審査

1 関西事務所は、第5の1の登録申請にかかる審査を行う。

2 関西事務所は、審査の結果、登録が適当と判断したときは、申請者に対し、通知書（第2-1号様式）により通知する。

3 関西事務所は、審査の結果、登録が不適当と判断したときは、申請者に対し、通知書（第2-2号様式）により通知する。

4 関西事務所は、第5の1（2）の登録を認めた申請者に対し、表示証（第3号様式）を交付する。ただし、表示証の交付は、原則1申請1回限りとし、再交付は行わない。

5 登録期間は、登録を認めた日からその日の属する年度末（3月31日）までとする。ただし、特段の事情がない限り1年間ずつ自動更新する。

## 第7 登録の公表

- 1 第4の1(1)の登録者は、SNS等において、「三重の応援サポーター」と公表することができる。
- 2 第4の1(2)の登録者は、当該施設、当該商品、当該メニュー、ウェブサイト、SNS等において、「三重の応援サポーター」と公表することができる。
- 3 第4の2の登録者は、当該施設、当該商品、当該メニュー、ウェブサイト、SNS等において、「三重の応援店」と公表することができる。また、第6の4により交付された表示証を当該施設に掲示しなければならない。
- 4 関西事務所は、第4の2の登録者の次の情報をホームページで公表する。なお、情報の更新は適宜行う。
  - (1) 店名(屋号)
  - (2) 店所在地
  - (3) 店電話番号
  - (4) 公式ウェブサイト
  - (5) 休営業日
  - (6) 店案内(三重県産品の取扱い品目等)
  - (7) 写真(外観及び内装等、各1枚程度)
  - (8) その他
- 5 情報の公表にあたり、登録者に損害が生じても、関西事務所はその責を負わない。

## 第8 登録内容の変更、登録の取り下げ

- 1 登録者は、登録内容に変更が生じたとき、または登録を取り下げるときは、その事由が発生してから14日以内に、三重の応援登録制度登録内容変更・取り下げ申請書(第4号様式)を関西事務所に提出しなければならない。
- 2 第4の2の登録者が、登録を取り下げるときは、第6の4により交付された表示証を速やかに関西事務所に返却しなければならない。

## 第9 登録の取消

- 1 関西事務所は、登録者が次のいずれかに該当するときは、三重の応援登録制度取消通知書(第5号様式)により登録を取り消すことができる。この場合、登録者に損害が生じても、関西事務所はその責を負わない。
  - (1) 登録内容が第4の登録要件を満たしていないと認められたとき。
  - (2) 虚偽の申請があったと認められたとき。
  - (3) その他、登録制度の目的に支障をきたす行為があると認められたとき。
- 2 第4の2の登録者が、登録を取り消されたときは、第6の4により交付された表示証を取消日より14日以内に関西事務所に返却しなければならない。
- 3 登録を取り消された者は、その取消し事由を解消した日から、新たに登録申請をすることができる。

## 第10 事務処理

- 1 登録制度に関する事務は、関西事務所が行う。

## 第11 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は関西事務所が別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、令和4年1月17日から施行する。
- 2 この要領の運用をもって「三重の応援団」、「三重の応援店舗」、「三重の応援企業」の各応援制度は廃止する。



第1-1-2号様式（第5の1（1）関係）

「三重の応援サポーター」登録申請書（事業者）

関西版「三重の応援登録制度」実施要領に基づき、「三重の応援サポーター」登録申請書を提出します。

- 1 事業者名（フリガナ）
- 2 事業所在地
- 3 電話番号（代表）
- 4 公式ウェブサイト
- 5 代表者
- 6 担当者
  - （1）氏名
  - （2）電話番号
  - （3）電子メールアドレス
- 7 協力できる活動（○をつけてください）（複数選択可）
  - （ ） 三重県が提供するポスターの掲示、パンフレットの配布、三重県が関係するイベント等の社員への周知や社内報への掲載等
  - （ ） 関西事務所のTwitter（@kansaimie）をフォロー、シェア
  - （ ） 関西事務所が主催するイベント等への協力
  - （ ） その他

【具体的に： 】

※ご提供いただいた個人情報は、関西事務所が管理し、登録制度に関するご案内のみに利用します。

第1-2号様式（第5の1（2）関係）

「三重の応援店」登録申請書

関西版「三重の応援登録制度」実施要領に基づき、「三重の応援店」登録申請書を提出します。

なお、登録が認められた場合には、店名（屋号）、所在地、電話番号、公式ウェブサイト、営業日、三重県産品の取扱い品目等の公表について、同意します。

- 1 店名（フリガナ）
- 2 所在地
- 3 電話番号
- 4 定休日
- 5 営業時間
- 6 公式ウェブサイト
- 7 代表者
- 8 担当者
  - （1）氏名
  - （2）電話番号
  - （3）電子メールアドレス
- 9 販売している三重県産品  
例：三重県産小麦を使ったうどんの提供  
三重県産の木材を使用した玩具の販売 等
- 10 協力できる活動（○をつけてください）（複数選択可）
  - （ ） 三重県が提供するポスター、パンフレット等の設置
  - （ ） 関西事務所のTwitter（@kansaimie）をフォロー、シェア
  - （ ） 関西事務所が主催するイベント等への協力
  - （ ） その他の魅力発信【具体的に： 】

※ご提供いただいた個人情報は、関西事務所が管理し、登録制度に関するご案内のみに利用します。



第2-1号様式（第6の2関係）

【件名】「(第5の1登録区分を記載)」登録申請の審査結果について

【本文】

(申請者)様

この度は「(第5の1登録区分を記載)」へ登録申請いただき、ありがとうございます。  
審査の結果、「(第5の1登録区分を記載)」へ登録が認められましたのでお知らせします。  
今後も「(第5の1登録区分を記載)」として、三重県の魅力発信にご協力をよろしくお  
願いします。

[お問い合わせ先]

三重県関西事務所

TEL : 06-6347-1932

FAX : 06-6347-1935

Email : mkansai@pref.mie.lg.jp

第2-2号様式（第6の3関係）

【件名】「(第5の1登録区分を記載)」登録申請の審査結果について

【本文】

(申請者)様

この度は「(第5の1登録区分を記載)」へ登録申請いただき、ありがとうございます。  
審査の結果、「(第5の1登録区分を記載)」への登録要件を満たしていなかったため、登録が認められませんでしたのでお知らせします。

なお、再申請については、今回の申請で登録が認められなかった事由の解消後、可能となりますことを申し添えます。

【登録が認められなかった事由】

# 三重の応援店

このお店は、  
関西版「三重の応援登録制度」  
に基づき、登録されているお店です。

年 月 日

三重県 

- ※サイズは、最大A4版程度とする。
- ※ステッカー又は電子データとする。
- ※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。
- ※文字サイズ及び文字フォントは、適宜とする。

第4号様式（第8の1関係）

三重の応援登録制度登録内容変更・取り下げ申請書

年 月 日

三重県関西事務所長 あて

登録区分：（第5の1登録区分を記載）  
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）  
氏 名：

関西版「三重の応援登録制度」実施要領第8の1に基づき、下記のとおり登録内容の変更・取り下げを申請します。

記

1 登録内容の（ 変更 ・ 取り下げ ）

※「変更」の場合は2へ

※「取り下げ」の場合は3へ

2 変更内容 ※変更申請の場合に記入

変更事項	
新	旧

3 取り下げ理由

第5号様式（第9の1関係）

年 月 日

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

あて

三重の応援登録制度登録取消通知書

関西版「三重の応援登録制度」実施要領第9の1に基づき、登録を取り消しますので通知します。

記

- 1 登録区分
- 2 登録者
- 3 取消日
- 4 登録を取消した理由